

—— 安心と信頼の海外サービスネットワーク ——

ジェイアイ 海外旅行保険

海外駐在員プラン

海外旅行傷害保険



ジェイアイの海外旅行保険は

充実 便利 安心 のサービス体制です！



世界主要都市を結ぶJiデスクの海外ネットワークが **充実！**

Jiデスクでは、トラブル・トラベルの両方をサポートするので **便利！**

ジェイアイの提携病院では、少額からでもキャッシュレスなので **安心！**

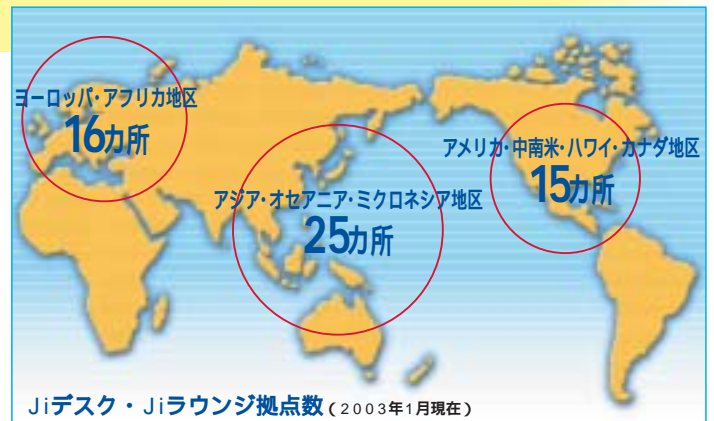
ジェイアイのグローバル・ネットワークで安心の旅を！

世界55都市56カ所のJiデスク・Jiラウンジで、日本語で対応します。

現地情報に精通したスタッフがトラブル時のサポートから旅のご相談までお受けするほか、航空券や宿泊の手配などもいたします。(お客さまご負担の費用が発生するケースがあります。)



世界各地にある「Jiデスク」「Ji」のマークが目印です



困ったときにはJiデスク東京24時間サービスセンターにコレクトコールを。

世界64の地域では、無料で直接Jiデスク東京に電話をかけられるダイレクトコールもご用意しています。

重篤な病気やケガには、Jiアシスタンスセンターがスピーディーに対応。

Jiデスクと連携し、急病の際の緊急搬送の手配などを迅速に行います。

その他にもジェイアイでは、さまざまなサービスをご用意しております。(詳しくは「海外安心サービスガイドブック」をご覧ください。)

世界270カ所以上の提携病院で、キャッシュレスで治療が受けられます。

ジェイアイの提携病院なら、キャッシュレス(現金不要)で治療が受けられます。(保険の対象となる治療に限ります。)



提携病院にて

海外での思わぬアクシデント！ こんなとき、ジェイアイの海外旅行保険

CASE 1 入院した！ 家族も現地に急行！

治療・救援費用

ケガや病気で医師の治療・手術を受けられたとき
継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらうとき



CASE 3 突然帰国の必要が！

緊急一時帰国費用

日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになったとき(海外渡航期間=保険期間 保険のご契約期間が3カ月以上の場合にご利用いただけます。)



CASE 2 盗まれた！

生活用財産 (長期用)

滞在中のアパートやホテルで盗難・火災などにより家財・携行品に損害があったとき(帯同のご家族全員が対象となります。)



CASE 4 まさかの死亡事故！

死亡 (傷害、疾病)

旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡されたとき



CASE 5 しまった！

家族総合賠償責任

次のような事故などにより法律上の損害賠償責任を負ったとき(帯同のご家族全員が対象となります。)

日常生活における賠償責任

お子さまが誤って他人にケガをさせたとき

借家に対する賠償責任

失火で現地の借家を全焼させてしまったとき

自動車事故による賠償責任

自動車事故で多額の賠償を請求され、現地の自動車保険では支払いきれないとき

受託物にかかわる賠償責任

来客から預かったコートを活してしまったとき

被害者治療費用

賠償責任の有無に関係なく、住宅内で来客がケガをしたとき

こんなときの保険金はお支払いできません！ 故意、犯罪行為、闘争行為等 旅行開始前の既往症や持病による治療費 他覚症状のないむちうち症・腰痛 妊娠・出産等、歯科疾病 紛失、置き忘れの生活用財産損害 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウインドサーフィン等の用具の生活用財産損害 ...など(詳しくは裏面の「ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要」をご参照ください。)

ジェイアイは、世界最大手の旅行会社JTBと世界有数の保険機構AIGとが共同出資してできた保険会社。旅行会社プラス保険会社ならではの皆さま第一主義に徹したサービスと、世界に広がるネットワークで安心をサポートします。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

一覧表の見方

保険期間（保険のご契約期間）が1年間の場合の保険料をご案内しております。
 「ご本人用プラン」は駐在員1名あたりの保険料をご案内しております。帯同されるご家族のケガや病気等の補償もご希望の場合は、右下の「ご家族用プラン」に別途ご加入ください。
 一覧表は海外の地域ごとに表が3つに分かれています。（居住地により保険料が異なります。）
 表中の「合計保険料」下段 内の保険料は自動車賠償責任に関する保険金をお支払いしない場合の保険料です。（海外で自動車を運転され、現地の自動車保険では支払いされない場合の上乗せ補償をご希望される方には上段をお勧めします。）
 「家族緊急一時帰国費用（家族帯同）」には帯同されるご家族が緊急で一時帰国した場合の費用をお支払いする家族緊急一時帰国費用追加担保特約がセットされております。詳しくは裏面の「ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要」をお読みください。



ご本人用プラン

居住地		北米・オセアニア・中近東・中南米用				
ご契約タイプ		710	709 <small>おすすめ</small>	708	707	
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡・後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	
	治療・救援費用	2,500万円	2,500万円	2,000万円	1,800万円	
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	
	[被害者治療費用]	20万円	20万円	20万円	20万円	
	生活用動産（長期用）	300万円	300万円	300万円	300万円	
	緊急一時帰国費用	70万円	70万円	70万円	70万円	
合計保険料（1年間）	北米	単身赴任	290,760円 (271,050円)	273,880円 (254,170円)	255,380円 (235,670円)	237,570円 (217,860円)
		家族緊急一時帰国費用（家族帯同）	316,040円 (296,330円)	299,160円 (279,450円)	280,660円 (260,950円)	262,850円 (243,140円)
	オセアニア	単身赴任	279,960円 (270,090円)	263,080円 (253,210円)	244,580円 (234,710円)	226,770円 (216,900円)
		家族緊急一時帰国費用（家族帯同）	305,240円 (295,370円)	288,360円 (278,490円)	269,860円 (259,990円)	252,050円 (242,180円)
	中近東・中南米	単身赴任	274,080円 (269,130円)	257,200円 (252,250円)	238,700円 (233,750円)	220,890円 (215,940円)
		家族緊急一時帰国費用（家族帯同）	299,360円 (294,410円)	282,480円 (277,530円)	263,980円 (259,030円)	246,170円 (241,220円)

居住地		ヨーロッパ・アフリカ用				
ご契約タイプ		715	714 <small>おすすめ</small>	713	712	
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡・後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	
	治療・救援費用	2,500万円	2,500万円	2,000万円	1,800万円	
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	
	[被害者治療費用]	20万円	20万円	20万円	20万円	
	生活用動産（長期用）	300万円	300万円	300万円	300万円	
	緊急一時帰国費用	100万円	100万円	100万円	100万円	
合計保険料（1年間）	ヨーロッパ	単身赴任	289,810円 (279,940円)	272,930円 (263,060円)	254,430円 (244,560円)	236,620円 (226,750円)
		家族緊急一時帰国費用（家族帯同）	325,910円 (316,040円)	309,030円 (299,160円)	290,530円 (280,660円)	272,720円 (262,850円)
	アフリカ	単身赴任	283,930円 (278,980円)	267,050円 (262,100円)	248,550円 (243,600円)	230,740円 (225,790円)
		家族緊急一時帰国費用（家族帯同）	320,030円 (315,080円)	303,150円 (298,200円)	284,650円 (279,700円)	266,840円 (261,890円)

オプション[代替要員派遣費用特約]

追加保険料をお支払いいただくことにより、オプション[特約]をセットできます。
 海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上入院をされたとき、会社（雇用主）が代わりに駐在員を派遣するための費用をお支払いします。なお、代替要員派遣費用担保特約は、契約者が会社（雇用主）の場合にご利用いただけます。

代替要員派遣費用特約	保険金額（ご契約金額）			
	A：50万円	B：100万円	C：150万円	D：200万円
保険料（1年間）	650円	1,290円	1,940円	2,580円

保険料は、居住地、家族帯同に関係なく同一です。

居住地		アジア用			
ご契約タイプ		705	704 <small>おすすめ</small>	703	702
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡・後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円
	治療・救援費用	2,500万円	2,500万円	2,000万円	1,800万円
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	[被害者治療費用]	20万円	20万円	20万円	20万円
	生活用動産（長期用）	300万円	300万円	300万円	300万円
	緊急一時帰国費用	40万円	40万円	40万円	40万円
合計保険料（1年間）	アジア	264,240円 (259,290円)	247,360円 (242,410円)	228,860円 (223,910円)	211,050円 (206,100円)
	単身赴任	278,680円 (273,730円)	261,800円 (256,850円)	243,300円 (238,350円)	225,490円 (220,540円)

ご家族用プラン

保険期間（保険のご契約期間）1年、1名につき

		ご家族用		
ご契約タイプ		733	732	731
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,800万円	1,500万円
合計保険料（1年間）		135,820円	118,010円	99,670円

- ご注意**
- 上記ご契約タイプには、「海外旅行保険特約（死亡特別保険金割合100%）」「死亡特別保険金の支払に関する特約」「救援者費用等担保特約の一部変更に関する特約」「救援者費用等追加担保特約」「賠償責任・生活用動産の家族担保特約（長期用）」がセットされております。生活用動産（長期用）の免責金額（自己負担額）は0円です。家族総合賠償責任の免責金額（自己負担額）は自動車損害賠償責任以外のときは0円ですが、自動車損害賠償責任については裏面の「ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要」に記載のとおりとなります。
 - 上記の「居住地」は、いずれも属領、信託統治領を含みます。
 - この保険は、原則として企業・団体等を契約者とするご契約となります。学生等がご契約される場合は、別途「海外留学生プラン」にてご契約ください。
 - ご契約の際は裏面の「ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要」をお読みください。

ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要

被保険者とは保険の対象になる方をいいます。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡 死亡特別	死亡・後遺障害保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 既にお支払いした死亡保険金に死亡特別保険金を乗じた額をお支払いします。(死亡特別保険金割合100%の場合はお支払いした死亡保険金と同額をお支払いします。)	たとえば、 次のような原因により生じたケガ ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・自動運転などの運転離脱、無資格運転 もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの
	後遺障害	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 [注] 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。	たとえば、 次のような原因により発病した病気 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの けいこ、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病氣 歯科疾病
疾病死亡	海外渡航中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき。(義手、義足の修理を含みます。)	1回のケガ・病気につき、現実に出し、当社が妥当と認められた次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内)に要した費用に限り、 ・診察費・入院調剤費(入院による治療を受けるにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養し治療を受けた場合のホスピタリティー、病院への緊急移送等の費用を含みます。) ・入院・通院のための交通費および通訳人費用で治療のために現実に出した金額。 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合計で20万円を限度とします。 入院のち、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(私戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額)があるときは、その額を差し引きます。 [注] 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分は支払いません。	上記疾病死亡の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 [注] 渡航開始前の既往症または持病による疾病治療費用のお支払いはできません。
	疾病治療費用	「海外渡航中に発病した病気」または「海外渡航終了後72時間以内に発病した病気(その原因が海外渡航開始前または後に発生したものを除きます。)」により、海外渡航終了後72時間以内に医師の治療を開始されたとき。 海外渡航中に感染した伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱いいます。)*により海外渡航終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を開始されたとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救済者費用保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。(保険金額300万円超の場合保険金をお支払いする場合は、の は300万円を限度とします。) ・入院の場合で連続入院日数3~6日ものとき ・捜索救助費用 現地でその航空運賃等の往復運賃(救済者1名分) 現地および現地でまの行程におけるホテル客室料(救済者1名かつ14日分まで) 諸経費(救済者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で5万円まで) ・上記以外の場合 ・捜索救助費用 現地でその航空運賃等の往復運賃(救済者3名まで) 現地および現地でまの行程におけるホテル客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) 現地の移住費用 運送の処理費用(100万円まで) 諸経費(救済者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で20万円まで)
治療・救済費用	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 海外渡航中に発病した妊婦・出産、早産、流産を原因として死亡されたとき。 海外渡航中に感染した伝染病(海外渡航中に医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けた場合に限ります。)*が原因で海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始した場合は、その原因が海外渡航中に発生したものを除きます。)*が原因で死亡されたとき。 海外渡航中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要となるとき。 海外渡航中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。	傷害治療費用、疾病治療費用または救済者費用のいずれかが支払われる場合には、これらの保険金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救済費用保険金としてお支払いします。 お支払いする保険金は、1回のケガ、病氣、事故につき治療・救済費用保険金額を限度とします。	たとえば、 次のような原因により生じた賠償損害 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の親族に対する損害やケガ ・被保険者の職務遂行に基づく(仕事上の)損害やケガ
	救済者費用 一部変更特約付帯	海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始した場合は、その原因が海外渡航中に発生したものを除きます。)*が原因で死亡されたとき。 海外渡航中に感染した伝染病(海外渡航中に医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けた場合に限ります。)*が原因で海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始した場合は、その原因が海外渡航中に発生したものを除きます。)*が原因で死亡されたとき。 海外渡航中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要となるとき。 海外渡航中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。	賠償責任はなくても、住宅内に来客等がケガをしたときにその治療費を負担したとき。(被害者治療費用特約)
家族総合賠償責任および被害者治療費用	海外渡航中に、被保険者がケガまたは死亡、火災、爆発によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を負ったとき。 住宅内一時滞在時に預かったもの(パーティ招待者のコートなど)を損壊(盗難を除きます。)*し、賠償責任を負ったとき。 自動車事故による損害賠償金が、現地自動車保険の支払額を超過するとき。(自動車賠償責任危険不担保特約付帯の場合は支払対象外) その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの(貴重品等)から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。)をこわしたりし法律上の賠償責任を負ったとき。 [注] この特約は同行のご家族全員が対象となります。	1回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内一時滞在時に預かったもの(パーティ招待者のコートなど)に与えた損壊については10万円を限度とし、また、争訟費用などは、自動車事故を除き別枠でお支払いします。 [注1] 自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金をお支払いの対象となります。	たとえば、 次のような原因により生じた損害 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の親族に対する損害やケガ ・被保険者の職務遂行に基づく(仕事上の)損害やケガ
	生活用動産(長期契約用) 賠償責任・生活用動産賠償責任・生活用動産賠償責任(長期契約用)付帯	海外渡航中に、被保険者がケガまたは死亡、火災、爆発によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を負ったとき。 住宅内一時滞在時に預かったもの(パーティ招待者のコートなど)を損壊(盗難を除きます。)*し、賠償責任を負ったとき。 自動車事故による損害賠償金が、現地自動車保険の支払額を超過するとき。(自動車賠償責任危険不担保特約付帯の場合は支払対象外) その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの(貴重品等)から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。)をこわしたりし法律上の賠償責任を負ったとき。 [注] この特約は同行のご家族全員が対象となります。	事故発生地 (いずれも属領、統治権を含みます。) 自己負担額 [注2] 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 被害者1名について、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。(被害者治療費用特約)
緊急一時帰国費用	海外渡航中(一時帰国している期間を除きます。)*に生じた次の理由により一時帰国したとき。 配偶者または2親等以内の親族の死亡 配偶者または2親等以内の親族の危病 配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 [注] のいづれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地域へ戻ることがお支払いの要件となります。 家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットされる場合、被保険者に帯同する家族(配偶者、子どもまたは被保険者と生計を共にする3親等以内の家族)が一時期帰国した場合の費用についてもお支払いの対象となります。	保険契約者または被保険者が支出した当社が妥当と認められた次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 往復の航空運賃等の交通費 ホテル客室料および諸経費(合計して20万円まで) ・一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテル料(14日分まで) ・諸経費(通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等) [注1] 同一の親族が生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となります。ただし、同一の親族の危険により2回以上帰国した場合、2回目の一時帰国は30日以内に発生した場合は、2回目の一時期帰国についても保険金をお支払いします。 [注2] 保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。	たとえば、 次のような原因により生じた費用 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・海外渡航開始前に発病した病気 左記「保険金をお支払いする場合」の理由またはその理由がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合
	代替要員派遣費用 ご希望により追加してセットできるオプション(特約)	被保険者(駐在員)が海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中に病氣または妊婦・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けた場合に限ります。)*が原因で渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始した場合は、その原因が海外渡航中に発生したものを除きます。)*が原因で死亡されたとき。	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者(雇用主)が支出した次の費用を使用する(雇用主)にお支払いします。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度となります。また、お支払いする費用は、「保険金をお支払いする場合」の該当した日からその日を含めて180日以内に使用者(雇用主)が負担した費用に限り、 代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 代替要員1名分の勤務地および勤務地までの行程におけるホテル客室料(「保険金をお支払いする場合」の該当したときは30日分まで、「保険金をお支払いする場合」の該当したときは被保険者入院日数の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分まで)

お申込みにあたって(必ずお読みください)

保険期間(保険のご契約期間)は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(保険期間内であっても任意に帰着された時点で保険は終了します。)
申込書に記載されていることに間違いがないか十分ご確認ください。(必要事項の記載がなかったり、記載内容が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。)
死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする場合は、必ず被保険者の同意が必要となります。
すでに日本国外に滞在されている方、帰国の予定のない方、永住を目的に日本国外に居住される方はお引受けできません。
職業危険(例えば、外国でのダムやビルの建設、重電機を組み立て・修理)を伴う場合、あるいは旅行先でアイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スノーボードやスキー等の危険なスポーツをする場合はお申し出ください。(割増保険料が必要です。割増保険料をお支払いしない場合にも、保険金額を削減させていただきます。)
このパンフレットは海外旅行傷害保険の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、契約手続きその他の保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社へおたずねください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

があります。
申込書の記載内容によっては、お引受けできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。
保険期間の延長につきましてはお引受けできない場合があります。なお、保険期間が満了して31日を超える場合、同内容での期間延長はできません。
事故が起きた場合、保険の対象となる事故が発生したときは最寄りのiデスク(事故処理サービスオフィス)または弊社・弊社代理店まで病氣、ケガの状況その他損害の程度を30日以内にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
財産の状況の変化による保険金等の削減については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等が凍結・削減されることがあります。この凍結は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で90%まで補償されることとなります。